

第 5 章

基礎調査概要

中国における基礎調査に関する報告書の概要*

I. 中国の人工知能専利動向の調査

1. 調査目的

中国における人工知能に関する専利の実態を把握するために、最近5年間の出願動向を調査する。

2. 調査分析方法

(1) 調査対象専利

調査対象専利は、下記の通りとする。

- ① 特許協力条約（PCT）に基づく国際出願（グローバル範囲内の出願番号が WO で始まるもの）
- ② 中国への専利出願
- ③ 中国での登録専利

(2) 調査対象期間

優先権主張年が、2011年から2016年の専利出願、登録専利とする。

3. 検索方法

(1) データベース

合享彙智信息科技有限公司の検索システム Incopat 及びフランス Questel 社の検索システム Orbit を利用して、専利文献の検索を行った。

(2) 検索の策略

特許文献情報の検索に使用する検索式は下表のとおりとする。人工知能に関する専利に統一的に付与される IPC（国際特許分類）により検索する。検索実施の締切日は2018年7月31日である。

表 専利文献情報の検索に使用した検索式

技術	検索方針	キーワード	分類コード	分類コードの説明
人工知能	IPC で検索対象	なし	IPC : G06N	特定の計算モデルに基づく コンピュータ・システム

* この概要版は、特許庁委託事業「平成30年度知的財産保護包括協力推進事業」により、中国北京東方億思知識産権代理有限公司グループ、林達劉グループの分析報告書に基づいて、一般財団法人知的財産研究教育財団が作成したものである。

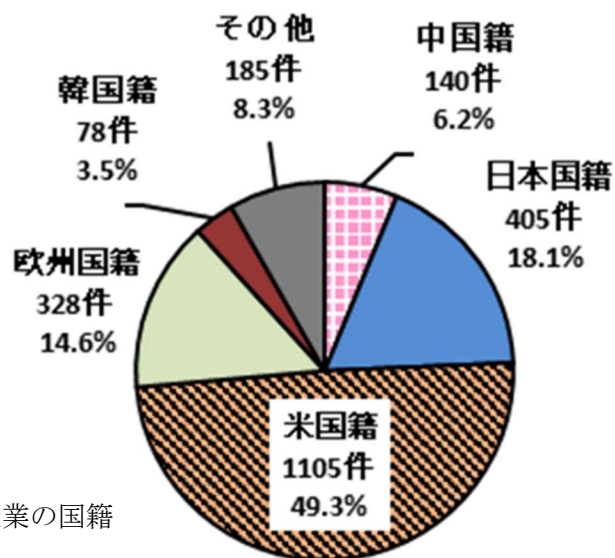
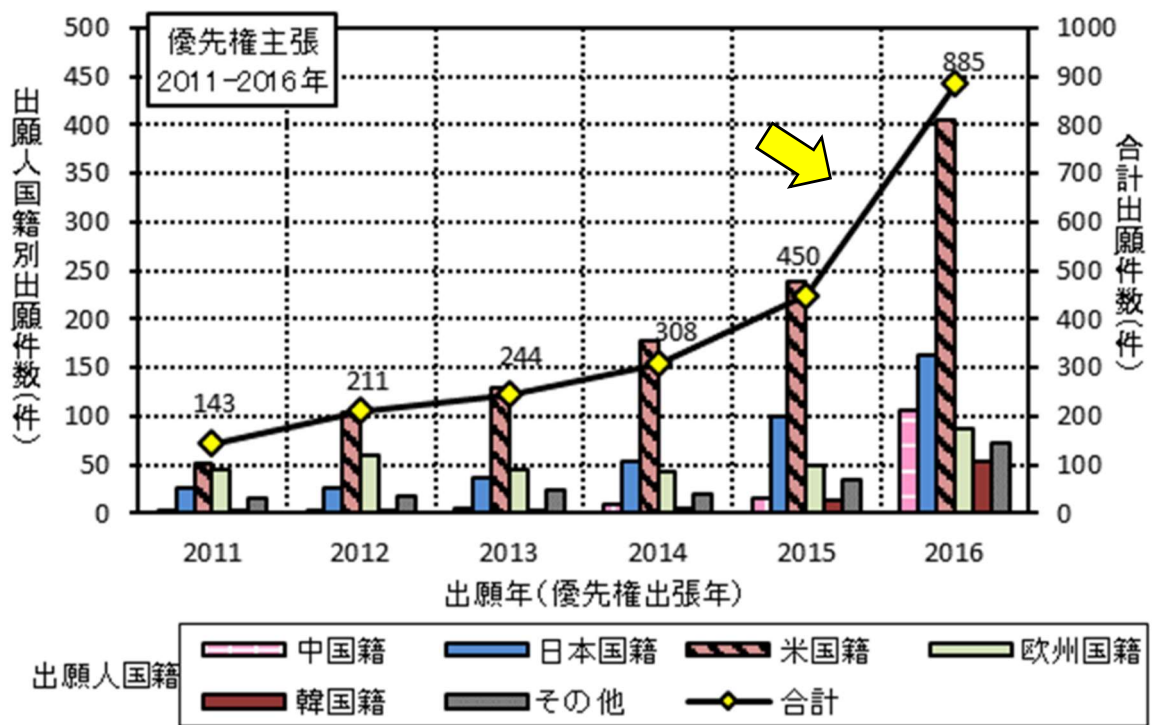
4. 検索結果

(1) 出願人国籍別 PCT 出願件数推移及び出願件数比率

PCT 出願について、下図に出願人国籍別 PCT 出願件数推移及び出願件数比率を示す。

出願件数が多い出願人は、米国籍（1105 件、49.3%）、日本国籍（405 件、18.1%）及び欧州国籍（328 件、14.6%）である。

注目すべきは、2015 年以来、中国籍の出願人の出願件数が急速に増加していることである。



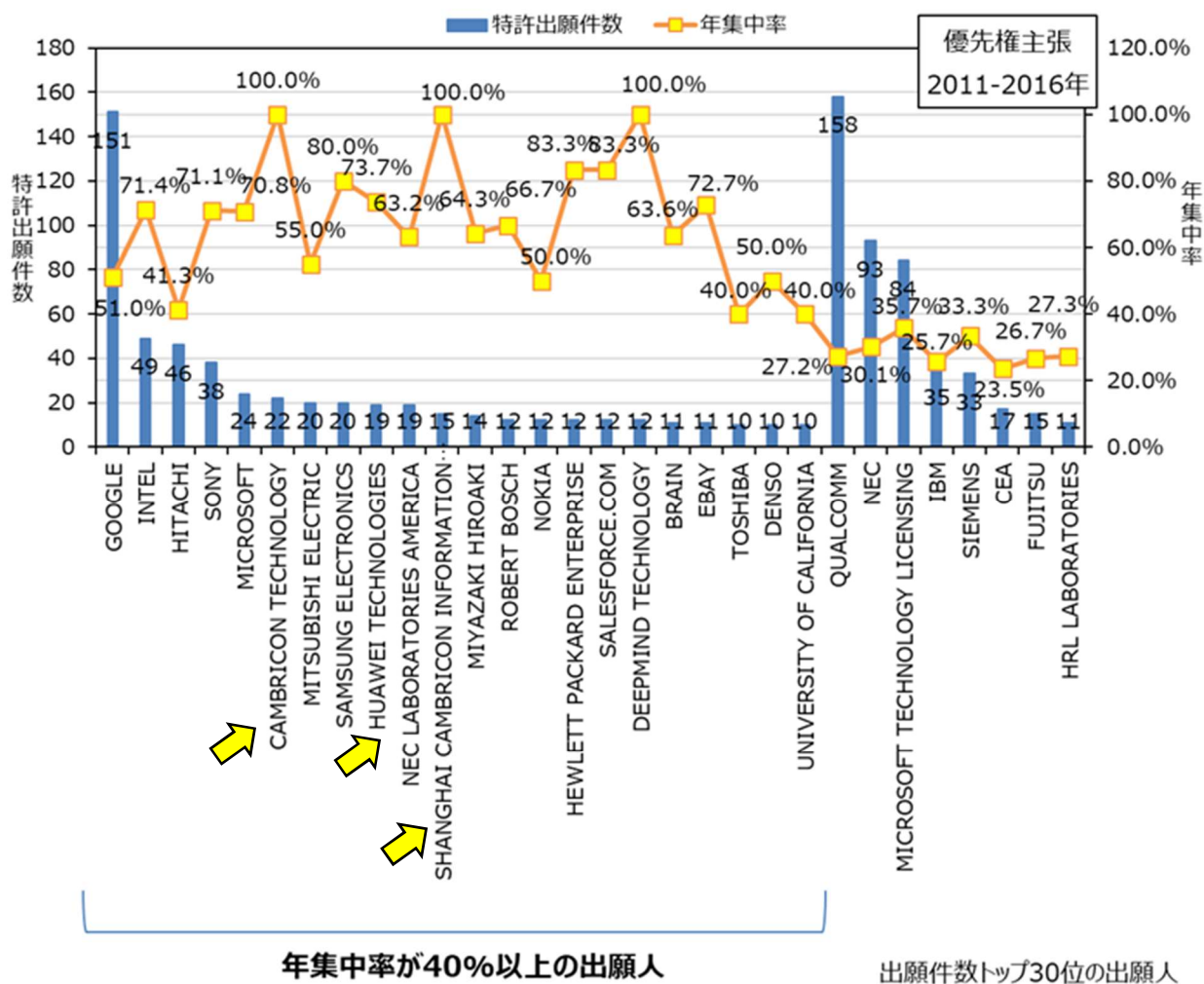
注：出願人国籍は、投資元の企業の国籍に基づいて統計を行った。

(2) PCT 出願における年集中率¹と注目出願人²

下に PCT 出願における注目出願人の抽出結果を示す。

出願件数がランキングで上位 30 位の出願人のうち、22 位までの出願人の年集中率が 40%を超えている。

その出願人中、中国企業は 3 社で、「北京中科寒武紀科技有限公司」、「華為技術有限公司」及び「上海寒武紀信息科技有限公司」である。



¹ 年集中率：調査期間の 2011 年から 2016 年までの 6 年間の出願人毎の総特許出願件数に対し、各年の出願件数の割合の中で最も大きい割合。

特許出願件数の上位 30 位までの出願人に対し、年集中率を算出する。

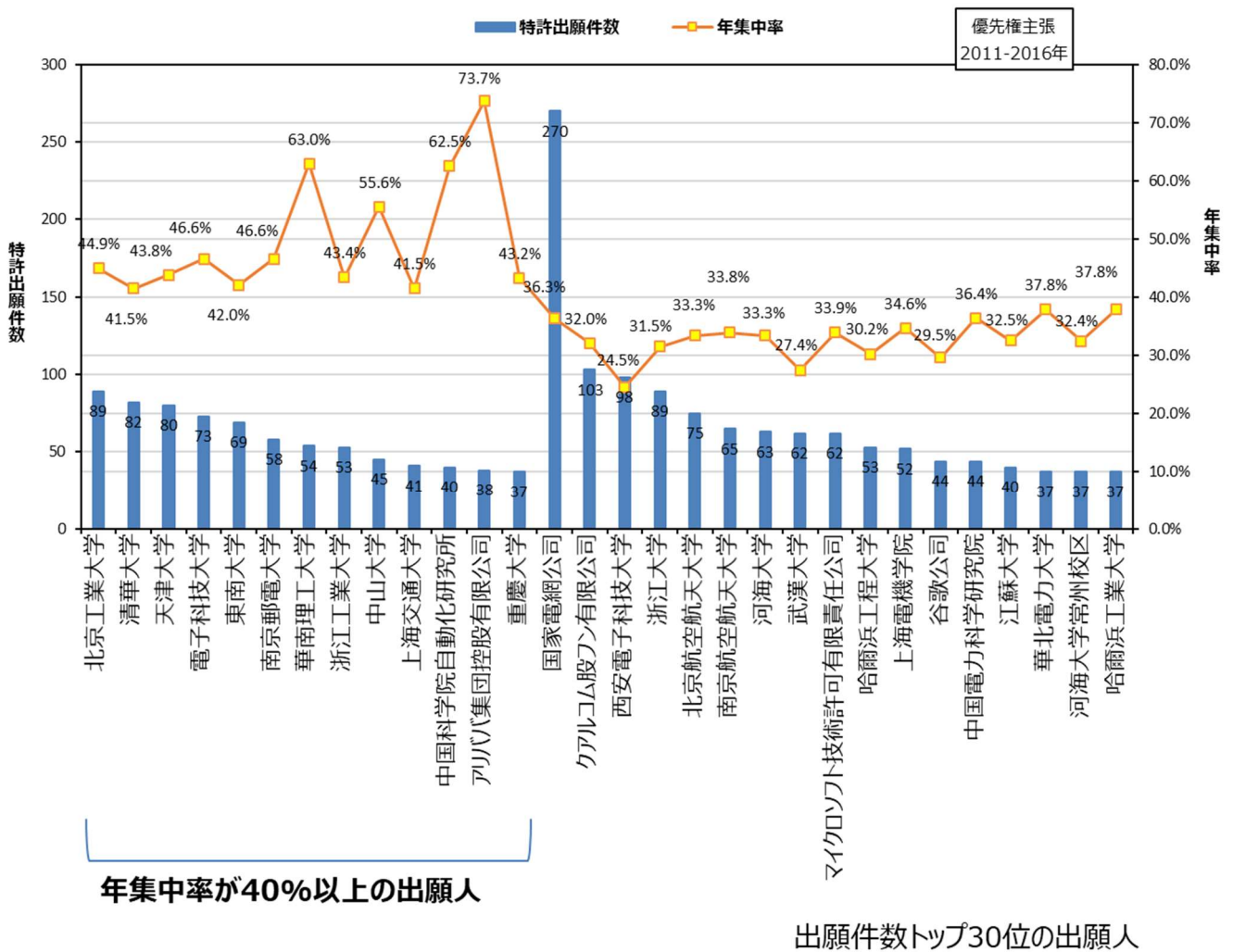
² 注目出願人：年集中率が 40%以上の出願人を抽出し、この 40%以上の出願人を左から出願件数順に、残りの出願人を出願件数順に並べる。

(3) 中国の専利出願における注目出願人

下に、中国の専利出願における注目出願人の抽出結果を示す。

出願件数がランキングで、上位 30 位の出願人のうち、13 位までの出願人の年集中率が 40%を超えている。

中国企業出願人は、「アリババ集団控股有限公司」一社のみである。



（４）人工知能に関する中国司法保護動向調査

結論：2018年7月末までに公開されている司法裁判文書のデータベースに、AIに関する事件はなし。

調査経過：「IPC 分類号 G06N」での検索結果につき、特許データの「出願番号」と「公開番号」を基本条件として、それぞれ事件の有無を調べた。裁判文書内の特許番号は非公開のため、一致する事件はヒットせず。

次に上記検索結果の特許データの「テーマ（発明名称）」を条件にして再検索し、司法裁判文書 30 件余を抽出したが、キーワードが裁判文書に含まれているだけで、人工知能に関する事件ではないことがわかった。

さらに検索範囲を少し広げて、IPC 分類“G06N”に属する特許司法事件を調べたが、同様に、条件と一致する事件は見つからなかった。また、特許番号が非公開の裁判文書を対象に再確認したが、最終的に“G06N”に相当する特許はなかった。

事件の有無では、IPC 分類が G06N に属する特許行政決定（審判の決定）は 42 件あったが、司法審判にまで発展した事件は無かった。

可能な限りの全てルーツからの情報収集を試みたが、IPC 分類号 G06N 又は人工知能に関する事件は、発見できず、このことから現段階で中国では人工知能に関する司法裁判文書はない、という結論に達した。